

議案第 4 4 号小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第 2 条中	<p>審議会は、基本計画の推進及び効果検証に関する事項について調査審議するほか、市長の諮問に応じ、小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。</p>	<p>審議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 基本計画の推進及び効果検証に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。</p> <p>(2) 小金井市基本構想・基本計画の策定に関する必要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。</p>
第 3 条第 5 項中	前条の諮問	前条第 2 号の諮問

小金井市長期計画審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例（訂正後）	現行条例	備考
<p>(設置) 第1条 小金井市基本構想・基本計画を策定するとともに、<u>同計画を推進し、及び効果を検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> (所掌事務) 第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。 <u>(1) 基本計画の推進及び効果検証に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。</u></p>	<p>(設置) 第1条 小金井市長期計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。</p>	<p>設置目的の見直し  所掌事務の見直し</p>
<p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>16人</u>以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市民 <u>5人</u>以内 (2) 関係団体が推薦する者 <u>5人</u>以内 (3) 学識経験者 <u>2人</u>以内 (4) 教育委員会の委員 <u>1人</u> (5) 農業委員会の委員 <u>1人</u> (6) 市に勤務する職員及び関係行政機関の職員 <u>2人</u>以内</p>	<p>(組織) 第3条 審議会は、委員<u>16名</u>以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 削除 (2) 学識経験者その他 <u>12名</u>以内 (3) 教育委員会の委員 <u>1名</u> (4) 農業委員会の委員 <u>1名</u> (5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 <u>2名</u>以</p>	<p>用語の整備  委員構成に係る規定の整備及び定員の見直し</p>

<p>3 前項第1号に定める委員は、公募によるものとする。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、市長が前条第2号の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。</p> <p>6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 部会長は部会の会務を総理し、部会を代表する。</p> <p>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>内</p> <p>3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。</p> <p>2 省略</p> <p>3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>委員の選任方法に係る規定の整備</p> <p>委員の任期に係る規定の追加</p> <p>同上</p>
		<p>用語の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>部会の設置</p>

<p>(会議公開) 第7条 省略 (専門委員) 第8条 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。 2 省略 (庶務) 第9条 省略 (委任規定) 第10条 省略</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(会議公開) 第6条 省略 (専門委員) 第7条 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。 2 省略 (庶務) 第8条 省略 (委任規定) 第9条 省略</p>	<p>条の繰下げ 条の繰下げ 及び用語の 整備 条の繰下げ 同上</p>
---	--	--